

地域包括支援センターに関する基準の条例制定について

1 経過及び趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、これまで法律に基づき省令で定められていた基準について、市町村が省令に従い条例で定めることとなった。これに伴い、本市では平成26年度中に介護保険条例を改正し、基準を定めるもの。

2 対象となる基準

- (1) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
 - (2) 地域包括支援センターの職員、職員の員数、その他の基準
- *このほかに指定居宅介護支援等に関する基準についても条例化を予定（介護保険審議会で審議）。

3 指定介護予防支援等の基準

(1) 基準の内容

		省令で定める基準の内容	省令*の条項
従うべき基準	人員	1人以上の必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を配置	第2条
		常勤の管理者を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。	第3条
	運営	運営規程等の重要事項の説明・同意 基本方針の説明・理解	第4条第1項・第2項
		提供拒否の禁止	第5条
		秘密の保持 秘密の漏えい防止のための必要な措置 個人情報を利用する場合の同意	第22条
	事故発生時の連絡、必要な措置、記録、損害賠償	第26条	
参酌すべき基準	運営	上記以外の基準 (管理者の責務、運営規程、勤務体制の確保、苦情処理、記録の整備等)	第6条～第21条 第23条～第25条 第27条・第28条
		介護予防のための効果的な支援の方法	第29条～第31条

*指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）

<従うべき基準>

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容

を定めることは許されないもの

<参酌すべき基準>

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの

(2) 条例化にあたっての基本的な考え方

これまでの指定介護予防支援事業の運営において、現行の基準による支障は特に認められないことから、条例で定める内容は、基本的に現行の基準どおりとする。

(3) 本市独自基準として現行の基準を変更する事項

指定介護予防支援のサービス事業者等との連絡調整に関する記録、介護予防支援台帳、従業者の勤務記録及び介護報酬の請求明細に係る文書の保存期間を2年から5年に変更する。

<厚生労働省令>

保存期間	保存すべき記録等
2年	①サービス事業者等との連絡調整に関する記録
	②介護予防支援台帳
	③利用者が指示に従わなかった場合等の市町村への通知に係る記録
	④苦情の内容等の記録
	⑤事故が発生した場合の事故状況及び事故に際して採った処置についての記録
【従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録】 保存期間の規定はないが、事業者が整備しておかなければならないこととされている。	

<本市基準案>

保存期間	保存すべき記録等
5年 (現行2年から延長)	①サービス事業者等との連絡調整に関する記録
	②介護予防支援台帳
2年 (現行どおり)	③利用者が指示に従わなかった場合等の市町村への通知に係る記録
	④苦情の内容等の記録
	⑤事故が発生した場合の事故状況及び事故に際して採った処置についての記録
5年 (新規に規定)	⑥従業者の勤務体制についての記録
	⑦介護報酬を請求するために、審査支払機関に提出したもの

(4) 独自基準を設ける理由

次の理由により独自基準を定める。また、この規定により既に条例化されている他のサービスの基準との整合を図る。

- 事業者が不適正な介護報酬を受け取ったことが明らかになったとき、市はその介護報酬の返還請求をすることになる。
- 返還請求の時効は、地方自治法により事業者が介護報酬を受け取ってから5年。これに対して各種文書の保存期間は2年となっている。
- このため、監査を実施しても事業所に検査に必要な文書が残されておらず、不適正な介護報酬の返還を請求できない場合もあり得る。

- 以上を踏まえ、サービス事業者等との連絡調整に関する記録、介護予防支援台帳、従業者の勤務記録及び介護給付費の請求明細に係る文書の保存期間を2年から5年に変更する。

4 地域包括支援センターの基準

(1) 基準の内容

省令*で定める基準の内容									
従 う べ き 基 準	<p>【職員の基準・職員数の基準】</p> <p>イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人</p> <p>ロ 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当する区域における第一号被保険者の数</th> <th>人員配置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td> <td>イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから1人又は2人</td> </tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td> <td>イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td> </tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td> <td>専らその職務に従事する常勤のイの(1)に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤のイの(2)又は(3)に掲げる者のいずれか1人</td> </tr> </tbody> </table>	担当する区域における第一号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤のイの(1)に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤のイの(2)又は(3)に掲げる者のいずれか1人
	担当する区域における第一号被保険者の数	人員配置基準							
	おおむね1,000人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから1人又は2人							
	おおむね1,000人以上2,000人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）							
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤のイの(1)に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤のイの(2)又は(3)に掲げる者のいずれか1人								
参 酌 す べ き 基 準	<p>【その他の基準】</p> <p>イ 地域包括支援センターは、前号イに掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護保険サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。</p> <p>ロ 地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。</p>								

*介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66

(2) 条例化にあたっての基本的な考え方

地域包括支援センターの基準についても、条例で定める内容は、基本的に現行の基準どおりとする。

(3) 本市独自基準として現行の基準を変更する事項

地域包括支援センターの担当圏域における第一号被保険者の数がおおむね6,000人以上となる場合について、次の基準を加える。

一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね6,000人以上となる場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、市長が別に定める。

〔市長が定める職員の員数〕

イに定める職員のほか、第一号被保険者の数がおおむね6,000人を超えた部分についておおむね2,000人までごとにイの(1)から(3)までに掲げる者又は介護支援専門員のうちから1人

(4) 独自基準を設ける理由

本市では、地域包括支援センターの担当圏域における第一号被保険者の数が6,000人を超える場合に担当圏域の見直しを行っている。

その際、担当圏域に複数の日常生活圏域（中学校区）を有している場合は日常生活圏域ごとに分割することを基本としているが、担当圏域が日常生活圏域と同一である場合は配置職員の増員を基本として対応している。

基準の条例化にあたり、この増員の取り扱いを基準として加える。

※ この基準は地域包括支援センターの最低限の人員配置を定めるものであり、地域包括支援センターの機能強化に向けた体制整備については別途検討する。

5 パブリックコメントの実施

基準の条例化について、次の予定でパブリックコメントを実施

(1) 意見募集期間

平成26年11月初旬から1か月間

(2) 広報等

仙台市ホームページへの掲載等により周知

(3) 意見の聴取方法

郵送、ファクス又は電子メール